

宿泊約款

(本約款の適用)

第1条

- 当ホテルは締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。
- 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

(宿泊引受けの拒絶)

第2条

当ホテルは、次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

- 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会勢力。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がいるもの。
- 宿泊しようとする者が伝染病患者だと明らかに認められるとき。
- 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により、宿泊させることができないとき。
- 都道府県条例第5条第3項の規定する場合に該当するとき。

(氏名等の明告)

第3条

当ホテルは、宿泊日に先だつて宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という。）をお引受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業
- その他当ホテルが必要だと認めた事項

(予約金)

第4条

- 当ホテルは、宿泊予約の申込みをお引受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。
- 前項の予約金は次項の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

(予約の解除)

第5条

- 当ホテルは、宿泊予約の申込者が宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、別表違約金申し受け規定により、違約金を申し受けます。ただし、団体客（ハイキングメンバー15名以上のものをいう。以下同じ）の一部について宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日（その日より後に当ホテルが宿泊予約の申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊予約予約人数の10%にあたる人数（端数が出た場合には切り上げる。）については、この限りではありません。

- 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後11時（あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。
- 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他、宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

第6条

- 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。
 - 第2条第3項から第7項までに該当することとなったとき。
 - 第3条第1項の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
 - 第4条第1項の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- 当ホテルは、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

第7条

宿泊者は、宿泊日当日当ホテルのフロントオフィスにおいて次の事項を当ホテルに登録して下さい。

- 第3条第1項の事項
- 外国人にあっては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
- 出発日及び時刻
- その他当ホテルが必要と認めた事項

(チェックアウトタイム)

第8条

- 宿泊者が当ホテルの客室をおあけいただく時刻（チェックアウトタイム）は午前11時とします。
- 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムを越えて客室の使用に不慮な場合があります。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申し受けます。
 - 午後1時まで 客室料金の30%
 - 午後2時まで 客室料金の40%
 - 午後3時まで 客室料金の50%
 - 午後3時すぎ 客室料金の100%

(営業時間等)

第9条

当ホテル内の営業時間は、次の通りとします。

(1) 館内レストラン

- 朝食 午前7時00分より午前9時30分まで
- 昼食 午前11時30分より午後2時00分まで
- 夕食 午後5時00分より午後11時00分まで

(2) 第1項の営業時間は臨時に変更することがございます。

(料金の支払い)

第10条

- 料金の支払いは通貨又は当ホテルが認めたクレジットカード若しくはクーポン券により、宿泊者の到着の際、又は当ホテルが請求したとき当ホテルのフロントオフィスにおいて行っていただきます。
- 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

第11条

宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが定めた利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第12条

当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- 第2条第3項から第7項までに該当することとなったとき。
- 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

第13条

- 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントオフィスにおいての宿泊の登録を行った時、又は客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。
- 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなかった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

違約金申し受け規定

(1) 一般客

- イ 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%
 - ロ 宿泊日当日に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の80%
- (2) 団体客
- イ 宿泊日の9日前の日から宿泊日の2日前の日までに解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の10%
 - ロ 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日目の宿泊料金の20%
 - ハ 宿泊日当日に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の80%

以上

利用規則

ホテルではお客様が安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第 11 条にもとづいて、次の通り利用規則を定めておりますのでお守り下さい。もし遵守いただけない場合には、宿泊約款第 12 条により、やむを得ずご宿泊並びにホテル内諸施設のご利用をお断り申し上げることもございます。又事故のおきた場合にお客様に責任のご負担をいただき、当ホテルはその責任を負わない事もありますのでご留意くださいますように、お願い申し上げます。

1. 貴重品

ご滞在中は貨幣（現金）、有価証券、貴金属、その他の高価品の保管についてはフロントデスクの貸金庫（無料）をご利用下さい。
貸金庫をご利用なさらない場合は、紛失又は盗難によって生じた損害を賠償いたしかねますので、ご承知ください。

2. 部屋の鍵

- (1) ご滞在中お部屋から出られる際は施錠をご確認下さい。
- (2) 外出される際は、フロント係りに鍵をお預け下さい。
- (3) 鍵をフロントでお受け取りになられる時は、宿泊カードを係りにお示し下さい。
- (4) ホテル内のレストランのご利用に際し、会計伝票にご署名される場合はご宿泊室の鍵を係りにご提示下さい。
- (5) 在室中及び就寝の際は必ずドアの「かけがね」をお掛け下さい。

3. 来訪者

- (1) 来訪者があった時は「かけがね」を掛けたままだアールを開けてご確認下さい。また、不審者と思われる場合はフロントデスク（ダイヤル1）にご連絡下さい。
- (2) 訪問客と客室内でのご面会は、ご遠慮願います。

4. 客室内

- (1) 客室内では暖房用・炊事用などの火気をご使用にならないで下さい。
- (2) 火災になりやすい場所、特にベッドの上での喫煙はなさらないで下さい。
- (3) 客室よりの避難経路図は、客室入口ドアの裏側に提示してございますのでご確認下さい。
- (4) 客室をホテルの許可なく営業行為・事務所・パーティなど宿泊以外の目的にご使用なさらないで下さい。
- (5) ホテルの許可なく客室内の備品を移動したり又は客室内に造作を施し、或いは改造したりしないで下さい。
- (6) ホテルの外観を損なうようなものを窓側におかないで下さい。

5. お預かり物

お預かり物の保管期間は、特にご指定のない限り下記の通りとさせていただきます。保管期間を超過したお預かり物は、処分させていただきますので、ご承知下さい。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) クロークルームにてのお預り物 | 1ヶ月 |
| (2) ストアルームにてのお預り物 | 2ヶ月 |
| (3) 遺失物 | 6ヶ月 |

6. ホテル内では他のお客様の迷惑になる下記の物の持込、又は行為はご遠慮願います。

- (1) 犬・猫・小鳥、その他の愛玩動物。
- (2) 発火または引火性のもの。
- (3) 悪臭を発するもの。
- (4) その他法令で所持を禁じられているもの。
- (5) とばくや風紀を乱すような行為又は他のお客様の迷惑になるような言動。
- (6) 備付品の移動又は使用目的以外のご利用。
- (7) 広告、宣伝物の配布、物品の販売等。

7. 大浴場

- (1) 貴重品類は盗難、紛失がございました場合、当ホテルでの責任を負いかねます。貴重品ボックスをご利用頂くかフロントへお預け下さい。
- (2) 体調のすぐれない方、深酔いされている方のご入浴はお控え下さい。

8. 駐車場

- (1) お車を離れる際は、貴重品をお持ち下さい。
- (2) 車両の盗難、滅失、損傷等の損害については責を負いません。
- (3) 近隣の迷惑となるような行為（不要なアイドリング）はご遠慮下さい。
- (4) 飲食物及び吸殻等のごみの投棄行為はご遠慮下さい。
- (5) 管理者の業務または、他の利用者の妨げとなるような行為はご遠慮下さい。